

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施結果について  
(一般監査状況)

所轄庁：弘前市

所轄法人数	59法人	指 摘 事 例
指導監査実施法人数	21法人	
文書指摘を行った法人数	14法人	
文書指摘事項	指摘法人数	
I 法人運営		(2) 定款変更について、理事会及び評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受けていない。
1 定款変更等の状況		
(1)定款内容の不備		
(2)定款変更の手続きの不備	1法人	
(3)定款の備え置き及び公表がされていない		
(4)その他( )		
2 評議員・評議員会の状況		(2)ア ① 評議員会の招集通知が保管されておらず、評議員会の1週間前までに評議員に通知されたことが確認できない。 ② 評議員会の招集について、理事会の決議事項として必要となる、日時、場所、議案等が決議されていない。 (2)イ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるか、その存否を確認していない。 (2)ウ ① 議事録に必要事項の一部のみの記載となっており、必要事項全てが記載されていない。 ② 評議員会の議事録について、出席した評議員の氏名及び議事録作成者の氏名の記載がない。 ③ 議事録署名人について、議長及び選出された2名の評議員とする定款の定めに対し、1名の記名押印となっている。 ④ 決議の省略手続きをとった評議員会の評議員全員の同意書が保管されていない。
(1)評議員の状況		
ア 評議員の選任手続きが不適切		
イ 構成が不適切		
ウ 定数不足		
エ その他( )		
(2)評議員会の状況		
ア 招集が適正に行われていない	4法人	
イ 決議が適正に行われていない	6法人	
ウ 議事録の作成、保存が不適切	3法人	
エ 決算手続きが不適切		
オ その他( )		

3 理事の状況		
(1)定数不足		
(2)役員の選任及び解任手続きが不適切		
(3)構成が不適切		
(4)理事として含まれていなければならない者が選任されていない	1法人	(4) 施設の管理者が理事として選任されていない。
(5)理事長及び業務執行理事の選定が適正に行われていない		
(6)その他( )		
4 監事の状況		(2)
(1)定数不足		① 理事会において評議員会に提出すべき役員選任案を決議していない。
(2)監事の選任及び解任手続きが不適切	3法人	② 監事の選任に関する議案及び議事録が存在せず、選任に対する同意書の提出も無いため、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。
(3)構成が不適切		
(4)職務・義務を果していない		
(5)その他( )		
5 理事会の状況		(1) 理事会の招集通知が保管されておらず、理事会の1週間前までに理事及び監事に通知されたことが確認できない。
(1)招集が適正に行われていない	2法人	(2) 決議に特別の利害関係を有する理事がいるか、その存否を確認していない。
(2)決議が適正に行われていない	6法人	(4) 理事長が職務執行の状況について必要回数を理事会に報告していない。
(3)権限の委任が不適切		(5)
(4)職務執行状況が報告されていない	1法人	① 議事録に必要事項の一部のみの記載となっており、必要事項全てが記載されていない。
(5)議事録の作成、保存が不適切	2法人	② 決議があったとみなされた理事会の理事全員の同意書及び監事全員の確認書が保管されていない。
(6)その他( )		
6 評議員、理事、監事等の報酬		
(1)報酬等の支給基準についての手続きの不備		
(2)支給基準等を公表していない		
(3)報酬等の支給が不適切		
(4)報酬等の総額の公表をしていない		
(5)その他( )		

II 事業		
1 社会福祉事業の実施状況		
(1)定款に記載されていない事業を実施している		
(2)社会福祉事業が法人の全事業の主たる地位を占めていない		
(3)社会福祉事業収入の用途が不適切である		
(4)その他( )		
2 公益事業の実施状況		
(1)社会福祉との関連性又は公益性が認められない		
(2)公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている		
(3)公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来している		
(4)その他( )		
3 収益事業の実施状況		
(1)収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている		
(2)収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている		
(3)収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来している		
(4)その他( )		
III 管理		
1 人事管理の状況		
(1)施設長等の任免が不適切		
(2)その他( )		
2 資産管理の状況		
(1)基本財産の管理運用が不適切		
(2)基本財産以外の資産の管理運用が不適切		
(3)株式の保有状況が不適切		
(4)不動産の借用状況が不適切		
(5)その他( )		

3 会計管理の状況		
(1) 規程・体制		(1) ア
ア 経理規程の未整備等又は事務処理が規程に則していない	4法人	① 経理規程において、会計基準改正後の内容に基づいて規定及び文言整理等がなされていない。
イ 管理運営体制の未整備又は内部牽制に配慮した体制となっていない	3法人	② 監事に対して旅費を支給しているが、関連会社の規程に準ずる取扱いとしているため、役員等旅費規程等が作成されておらず支出に根拠がない。
		イ 管理運営体制について、非常勤である理事長が会計責任者を兼務している。
(2) 会計処理		(2) イ・(ア)a
ア 事業区分等が適正に区分されていない		理事長への退職功労金について、法人本部サービス区分からではなく施設サービス区分「その他の支出」から支出している。また、当該支出について予算編成されていないにもかかわらず、補正予算を編成せずに支出している。
イ 会計処理が不適切	2法人	ウ 理事会及び評議員会で承認を得ている計算書類について、事業区分資金収支内訳表等(各号第3様式)を作成していない。
ウ 計算書類の作成が不適切	2法人	
(ア) 資金収支計算書		(ウ)a 貸借対照表及び積立金・積立資産明細書に計上されている「その他の積立金」について、不明瞭なものとなっている。
a 予算(補正予算)が適正に編成されておらず、執行状況が不適切	1法人	
b その他( )		
(イ) 事業活動計算書		
a 寄付金の計上が不適切		
b その他( )		
(ウ) 貸借対照表		
a 引当金、積立金の計上が不適切	1法人	
b その他( )		
(3) 会計帳簿		(3) ア 本部拠点において会計伝票を作成していない。また、決裁行為(会計責任者の承認印等)が無いため、貴法人経理規程に反している。
ア 諸帳簿の作成が不十分	1法人	
イ 計算書類に係る金額が主要簿と一致していない		
(4) 附属明細書等		
ア 注記の作成が不十分		
ウ 附属明細書の作成が不十分		
エ 財産目録の作成が不十分	1法人	(4) エ 財産目録について、運用上の取扱いで示された様式と異なっている。
(5) その他( )		

4 その他		
(1)法人関係者に特別の利益を供与している	1法人	4(1) 理事所有の土地の賃貸料の支出について、 ①賃借料が適正であるのか根拠となる資料が無い。 ②土地の固定資産税を法人から支出しているが、有償契約後も支出が続いている。
(2)社会福祉充実計画に沿って事業が実施されていない		
(3)必要事項がインターネットの利用により公表されていない		
(4)登記が必要な事項について、変更登記がなされていない		
(5)契約等が適正に行われていない。		
(6)その他( )		